

## 船舶事故調査報告書

平成24年9月27日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵男（部会長）  
 委員 庄司 邦昭  
 委員 根本 美奈

事故種類	釣り客負傷
発生日時	平成23年10月8日（土） 15時05分ごろ
発生場所	高知県土佐清水市足摺岬沖のススキ簀 <small>あしずり</small> 足摺岬灯台から真方位251° 925m付近 （概位 北緯32° 43.3′ 東経133° 00.6′）
事故調査の経過	平成24年3月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	瀬渡船 <small>たいこう</small> 大幸丸 8.5トン KO2-6678（漁船登録番号）、個人所有 12.00m (Lr) × 3.78m × 1.26m、FRP ディーゼル機関、323.62kW、平成12年11月15日
乗組員等に関する情報	船長 男性 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成14年6月14日 免許証交付日 平成19年10月22日 （平成24年10月21日まで有効） 釣り客A 男性 35歳
死傷者等	重傷 1人（釣り客A）
損傷	なし
事故の経過	本船は、船長1人が乗り組み、足摺岬沖の各磯にいる釣り客8人を収容し、釣り客Aと釣り客Bのいるススキ簀に向かった。 船長は、操舵室右舷側にある操縦席に座って操船し、うねりの影響の少ないススキ簀の北岸の岩場に船首部を押し付けた。 釣り客Aは、本船の船首部が岩場に押し付けられると同時に釣り具を渡すため、本船に近づき、船首槍出し部にいた釣り客に釣り具を渡し始めた。 釣り客Aは、クーラーボックスが重かったので、少し本船に近づいた際、うねりにより本船の船首部が上がって前進し、平成23年10月8日15時05分ごろ釣り客Aの右足が本船船首部と岩場とに挟まれた。 船長は、本事故時、満潮に近く、岩場に船首部を強く押し付けると

	<p>岩場に乗り揚がって釣り客に危険が生じると思い、一定の速力で押し付けていたところ、槍出し部で釣り具の受け渡しを手伝っていた釣り客から、手でバックするよう合図があり、後進を掛けたところ、ススキ簀でうづくまっている釣り客Aを認めた。</p> <p>船長は、釣り客Aの状況を確認し、船首部をススキ簀に再度押し付け、釣り客Aと釣り客Bを本船に乗せて土佐清水市伊佐漁港に帰港した。</p> <p>釣り客Aは、救急車で病院に搬送され、右リスフラン関節脱臼骨折等と診断された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：東方からのうねり 波高 約1m、潮汐 上げ潮の中央期、潮高 約168cm（土佐清水）</p>
その他の事項	<p>本船は、船首の槍出し部に防舷材としてタイヤを取り付け、同槍出し部の舷側にハンドレールを設けていた。</p> <p>本船は、朝の瀬渡し時は、所有者が船長となり、船長が補助者となっていたが、09時ごろの弁当の配達及び15時ごろの納竿時は、船長が1人で操船を行っていた。</p> <p>本船は、納竿時、船首部を岩場に押し付け、磯にいる釣り客が釣り具を船首の槍出し部にいる釣り客に渡すセルフ方式であった。</p> <p>船長は、本事故時、ススキ簀において瀬渡しの際、マイクで乗船開始の連絡及び安全に乗船するための注意喚起を行わなかった。</p> <p>船長は、本事故時、槍出し部に釣り客がいたため、操舵室から、磯にいる釣り客が釣り具を受け渡す状況が見えなかった。</p> <p>釣り客Aは、瀬渡しを受けた経験が豊富であり、本事故時も救命胴衣を着用し、磯釣り用の靴を履いていた。</p> <p>船長の家族は、本船を使用して遊漁船業を営むため、遊漁船業の適正化に関する法律に基づき、高知県に遊漁船業者の登録をしており、平成15年8月20日高知県知事に対して業務規程の届出をしていた。また、同業務規程によれば、船長ほか1人が遊漁船業務主任者に選任されていた。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、ススキ簀において、船首部を岩場に押し付けて瀬渡し中、うねりで船首部が上がって前進したことから、船首部付近の岩場で釣り具を渡していた釣り客Aが、船首部と岩場とに右足を挟まれて負傷したものと考えられる。</p> <p>船長は、満潮に近く、岩場に船首部を強く押し付けると岩場に乗り揚がって釣り客に危険が生じると思い、強く押し付けていなかったも</p>

	のと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が、ススキ簀において船首部を岩場に押し付けて瀬渡し中、うねりで船首部が上がって前進したため、船首部付近の岩場で釣り具を渡していた釣り客Aが、船首部と岩場とに右足を挟まれたことにより発生したものと考えられる。
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 船首部を磯に押し付けて瀬渡しを行う場合、檣出し部にいる釣り客と磯にいる釣り客に対し、マイクを使用して乗船開始の連絡及び安全に乗船するための注意喚起を行うこと。</li> <li>・ 瀬渡し中は、操舵室から船首付近が見えるようにするため、檣出し部分には複数の者がいないようにすること。</li> <li>・ 瀬渡し中は、うねりにより船首部が動く可能性があるため、釣り客は慎重に行動すること。</li> </ul>